

主文

- 1 原告の主位的請求を棄却する。
- 2 被告は、原告に対し、1600万8720円及びこれに対する平成18年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の予備的請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを5分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的

被告は、原告に対し、2001万0900円及びこれに対する平成18年1月8日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 予備的

被告は、原告に対し、2001万0900円及びこれに対する平成18年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、主位的には、原告が被告(担当者C)とパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)の売買契約をし、同契約に基づき被告に商品を引き渡したとして、被告に対し、同契約に基づく売買代金及び約定支払日の翌日からの商事法定利率による遅延損害金の支払を求め、予備的には、Cが、被告においてパソコンの売買契約を締結する権限がないのにそれがあるかのように装って、原告との間で同契約を締結し、原告に商品を交付させ、損害を与えた行為につき、不法行為が成立し、被告は使用者責任を負うとして、商品代金額相当の損害賠償金及び本件訴状送達の日からの遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 当事者間に争いのない事実及び以下掲記の証拠により容易に認められる事実

(1) 原告は、事務処理、データ処理に関する機械・器具及び材料の製造、加工、販売並びに輸出入等を主たる業務の1つとする株式会社である。

被告は、事務機、電算機及び教育機器の販売並びにこれに付随するメンテナ

ンス・サービスの事業を主たる業務の1つとする株式会社である。(争いのない事実)

(2) 平成18年6月15日,原告(担当者D課長代理)は,当時被告の従業員であったCとの間で,原告が,被告に対し,松下電器製パソコン70台(CF-Y5KW8AXR60台,CF-W5KW8AXR10台。以下「本件商品」という。)を代金2001万0900円(消費税込み)で売り渡し,売買代金は,被告が,同月末締めにより,締日起算130日サイトの約束手形を同年翌月末に振り出す方法により支払う(したがって,上記約束手形の満期は同年11月7日)との売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。(争いのない事実,甲1,2)

(3) 同年6月17日,原告(担当者E)は,本件商品をCに引き渡した。(甲3,4)

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 争点1 本件売買契約の成否 Cの代理権限の有無あるいは表見代理の成否(原告の主位的主張)

(原告の主張)

ア その1 有権代理

以下の事情に照らせば,被告は,Cに対し,本件売買契約に先立ち,同契約締結の代理権を与えていた。

(ア) 被告の目的には,事務機,電算機及び教育機器の販売も含まれている。

(イ) 本件売買契約は,被告作成に係る発注書により申し込まれ,被告作成の受領書も交付されている。

(ウ) Cを担当者とする被告と,原告の子会社である株式会社ムサシ・ユニシステム(以下「ユニシステム」という。)とは,平成17年2月から平成18年4月まで総額約3300万円に及ぶパソコン等物品の販売契約を継続的に行っており,それらの代金については被告振出しの手形によりすべて決済されていた。

(エ) 原告と被告との間では,原告が用意した用紙に基づき,被告名の記載のみあり,部署名及び発注番号の記載なく,担当者である事業部長の個人印を使用して作成された発注書を用いて取引されたことがあり,本件売買契約はそれと同様の態様で行われている。

(オ) Cは,以前ダイワボウ情報システムからパソコン等を仕入れ,これを鹿島建設株式会社(以下「鹿島建設」という。)に販売していたことがある。

(カ) Cは,原告からパソコンを仕入れたことを被告に報告しており,被告のDS事業部部長であるFにおいても,原告から仕入れたパソコンが第三者

に販売されたことに基づく損害を問題視しているが、Cがパソコンを仕入れたこと自体は問題と考えていなかった。

イ その2 会社法14条に基づく主張

(ア) Cは、被告において、パソコン販売等の権限を授与され、本件売買契約を締結した。

(イ) 原告は、被告がCの代理権に制限を加え、本件売買契約締結の代理権を授与されていないことについて知らなかった。

ウ その3 民法110条に基づく主張

(ア) 被告は、Cに対し、対外的交渉権限を授与していた。

(イ) 原告には、Cが本件売買契約締結の代理権を有していると感じたことにつき、以下のとおり、正当な理由がある。

a ユニシステムは、被告から過去約10年間に及び、鹿島建設向けのコピーやスキニングの受託加工業務を受注し、円満かつ滞りなく取引を継続してきた。

そして、平成17年2月から平成18年4月までは、被告は、ユニシステムとの間で、Cを担当者として、総額約3300万円に及ぶパソコン等物品の販売を継続的に行い、その代金については被告振出しの手形で滞りなく決済されていた。

b ユニシステムが、パソコン代金につき、コピーやスキニング代金名目で被告に請求書を発行したこと、平成18年4月分のパソコン代金について請求書を2通に分けたこと、被告の注文にかかるパソコンの納品先が第三者の有限会社田中通商(以下「田中通商」という。)であったことはいずれもCの指示によるものであり、そのような指示自体は顧客の要請に応じたものとして、特段不自然であるとする事情はなかった。

c 原告と被告は、昭和54年からの古い取引関係があり、Eの上司であるDは平成4年から被告の営業担当であり、Cの上司であるFとも面識があった。

本件売買契約の前の平成18年5月初旬、被告担当者C、原告担当者Eとして、本件売買契約と同様の条件によるパソコン48台の売買契約が成立し、これが決済されている。したがって、本件売買契約につき、原告が被告に電話確認をしないことに問題はない。なお、Eは被告を担当しているが、特にIPS事業部(物品販売取引部門)を担当しているというわけではない。

d 本件売買契約はパソコン販売名目で申込みされており、実行されている。その使用された発注書及び受領書は被告の正規のゴム印及び社印によるものである。

原告と被告との間では、本件売買契約と同様に、原告が用意した用紙に、被

告名のみを記載し、部署名及び発注番号の記載をせず、担当者である事業部長の個人印を押印して作成された発注書を用いて取引されたことがある。取引先からの要請を受けて発注書等の用紙を原告で作成することは頻繁にあり、不自然なことではない。また、商品の納入先が第三者であること、納品書、請求書がCに直接渡されたことも、顧客であるCからの指示に原告が従ったにすぎない。

また、原告担当者は、被告においてどのような事業部があるのか、それがどのような業務分担になっているのかなどにつき、特段意識したことはなく、Cが所属するというDS事業部が何を意味するのかについても、関心を持ち得なかった。

e 原告は、前記aの事情を知っていたが、本件売買契約の原告担当者D及びEは、被告とユニシステムとの間のパソコン取引においてコピーやスキヤニング代金名目の書類がやりとりされていることを知らなかった。

エ その4 民法109条に基づく主張

(ア) 被告は、Cに対し、営業部員であることを示す被告作成の名刺の使用を許諾し、同人を被告発行名義の書類の作成を可能とする状況においていたことにより、原告に対し、Cに本件売買契約の代理権を与えた旨表示した。

(イ) 前記ウ(イ)のとおり、原告は、Cに代理権がなかったことにつき、悪意ではなく、代理権がないことを知らなかったことにつき過失もない。

(被告の主張)

ア 原告の主張その1について

(ア) Cは、被告において複写加工サービスを行うDS事業部に所属していたのであり、同部署は物品の販売を行う部署ではなく、Cはパソコン等物品販売には一切かわりない。そのため、Cは、被告からパソコンを発注する権限を授与されたことはなく、本件売買契約についても、代理権を授与されたことはない。

(イ) Cは、パソコン等の納品を担当したことがあるが、それは被告がダイワボウ情報システムから仕入れたパソコンを鹿島建設に納品するに当たり、H支店長がその旨Cに指示したことから事実上行ったにすぎない。

イ 原告の主張その2からその4について

前記ア(ア)のとおり、被告はCに対し、パソコンの売買契約締結につき代理権を授与したことはない。

そして、Cが原告との間で行ったパソコン取引について、原告担当者はそれが不正な取引であることを認識していたか、あるいは認識し得たのに被告に全く確認なく行った。

(2) 争点2 使用者責任の成否(原告の予備的主張)

(原告の主張)

ア 本件売買契約当時，Cは被告の営業部員であり，被用者であった。

イ Cは，本件売買契約を締結する権限もないのに，それがあつたかのように装つて，原告を誤信させ，原告との間で，事務機，電算機及び教育機器の販売を目的に含む被告の事業の執行につき，本件売買契約を締結し，原告から，同契約に基づく本件商品を詐取し，原告に商品代金額相当の損害を与えた。

ウ 前記(1)ウ(イ)の事情に照らせば，原告は，Cの上記不法行為が被告の職務権限内で行われたことにつき悪意も重過失もない。

(被告の主張)

ア Cは被告の被用者であり，Cに不法行為が成立することは認める。

イ しかし，Cの行為は，被告の事業の執行につき行われたものではない。

Cの行った物品販売行為は，被告の目的外のものであり，被告の事実支配が及ばず，利益も帰属しない。被告においては，原告からの仕入に関し，仕入計上も売上げ計上もしていない。

ウ Cの行為は，Cの被告における職務権限内で適法に行われたものではなく，そのことにつき，以下の事情に照らせば，原告は悪意であつたか，または知らなかつたことについて重過失があつた。

(ア) 平成17年2月以降平成18年4月まではCが担当して，ユニシステムからパソコンを仕入れ，それを被告とは一切関係のない田中通商に送付する取引が行われていたが，その取引において，Cは，パソコン取引代金に相当する金額を，ユニシステムのGにコピーやスキャニング等をしたことにして，被告あての納品書や請求書を作成するように頼み，Gもこれに荷担し，Cの要求に応じていた。

平成18年4月分のパソコン代金の請求書は，2通に分けてCに直接交付されていたが，正規の取引であれば，原告からの請求書は被告の経理部，若しくは営業担当部署あてに郵送される。

また，正規の取引であれば，支払日の前日には必ず原告側から支払金額の確認の電話を受けるのであるが，本件に関しては原告側から支払金額に関する確認はなかつた。

平成18年4月，Cは，仕入れ先の紹介をGに依頼したが，GはCの不正な取引を知つた上で，Eを紹介し，Eは，その不正，すなわち，品名偽装していたことを知りながら，それにつき何ら被告に確認することなく，不正な取引を引き継いで継続し，Cの言うがままに取引をした。また，Eは，被告の稟議を経るなど了解をとることもなく，無断で同じ態様の取引を行っている。

また，ユニシステムの社員は原告からの異動が多く，ユニシステムと被告と

の不正な取引についての情報は原告にも伝わっていた。

(イ) 以下の事情に照らせば、本件売買契約においても、原告担当者はそれが不正な取引であることを認識し得たのに、取引態様、取引書類等をチェックすることなく、そのまま取引を継続し、被告に全く連絡もしなかった。

a Cは、過去に一度も本件売買契約のようなパソコンの大量発注をしたことはない。また、原告担当者のEは、被告のIPS事業部の担当者であり、Cが所属しているDS事業部は複写加工の仕事が主であり、物品取引を扱っていないことを認識していた。

また、原告において、物品取引をする被告のIPS事業部の担当部署とDS事業部の担当部署は分かれており、原告内部でチェックすれば、不正取引はすぐに判明し得た。

b 原告と被告とのパソコン取引開始時に、原告から事前の連絡や確認はなく、基本的な取引契約書の取り交わしも行っていなかった。

c 本件売買契約については、原告と被告との間で通常行われている取引に使用している様式とは異なる書類が使用されており、発注番号もなく、それらは原告側で作成された。そして、それらの書類に押印されている被告のゴム印、社印もCの所属する部署のものではなく、他部署のものをCが盗用したものであった。

また、受領書については合計金額が請求書と一致せず、発行年月日が手書きであった。

d 原告と被告との通常の取引と異なり、原告からの請求書は直接Cに交付され、また、支払日の前日には原告側から支払金額に関する確認はされなかった。

原告は、被告の決済方法、決済条件を知っており、本件売買契約の代金決済がそのような正規の処理方法になっていないことにつき、確認が不十分であった。

e 本件売買契約においては、原告は被告との正規の取引と同様な配送手段をとっておらず、納品は被告がこれまで一度も取引を行ったことのない田中通商に対しなされた。

第3 争点に対する判断

1 前記第2, 1の事実のほか、証拠(以下に記載)によれば、以下の事実が認められる。

(1) Cは、昭和62年4月1日付けで被告に入社し、複写・印刷事業部(現在のDS事業部)に配属となり、本件売買契約当時まで複写加工サービスの営業担当として、建築図面や関連資料のコピー・マイクロ写真撮影及びそれらの製本加工等の営業をしていた。Cが担当した主な顧客は、鹿島建設の建築設計

本部であり、営業活動として、同本部があるビルの中にある複写サービス業者の待機する複写外注室に原則として待機し、顧客からの電話を受けて仕事を受注し、その注文につき、納期や自社内の機械設備状況を判断して、自社で対応できるものについては自社に持ち帰り、それができない注文についてはユニシステムに外注依頼する（ただし、Cがユニシステムへの外注依頼を担当したのは平成13年ころからである。）などしていた。

Cは、被告において平社員であり、C自身に被告を代理して契約するなどの権限はなく、その名刺にも役職等の記載はされていなかった。また、担当していた複写加工サービスの業務に、物品販売は含まれていなかった。（甲8、乙14、15、証人C、同F）

(2)ア ユニシステム（昭和41年9月21日設立、資本金の額2000万円）は、商業登記簿上、印刷業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業等を目的とする株式会社で、原告の関連会社であり、主にはコピーやスキャンニングの受託加工業務を行っていた。ユニシステムは、被告（昭和26年9月12日設立、資本金の額2億円）との間でも、約10年前から、主に鹿島建設向けのコピーやスキャンニングの受託加工業務を受注し、継続的に取引をしていた。

ユニシステムの複写加工受託の営業を担当していたGは、平成13年4月ころから被告の担当となり、前記業務において、被告と取引してきたが、その相手方である被告の担当者のCと平成16年ころに知り合った。（甲20、乙15、21、22、証人G、同C）

イ（ア）平成17年2月ころ、Cは、同僚や後輩に比べ昇進が遅れ、複写サービスの受注量も減り、売上げを上げることができずに悩んでいたところ、田中通商に勤務する知人からパソコンを安く仕入れられるならいくらでも買ってやるし、代金は現金払いでいいと言われ、同社を販売先として紹介されたことから、パソコンを販売し、その売上げを自分が担当している顧客から複写サービスの注文をもらったことにして架空の売上げを上げ、成績を上げようと考えた。

しかし、Cは、物品販売を担当しておらず、上司の許可なくパソコンを販売することはできなかつたため、被告に対しては、売上げとして報告するが、それがパソコン販売によるものであることを隠す必要があった。

そこで、Cは、Gに対し、顧客からの要求があるので、パソコンを販売してほしい、ただし、顧客からは請求の品名をコピーやスキャンニングにするよう求められているので、請求書の品名はそのようにしてほしい旨依頼した。Gは、Cから上記の話を聞き、そのような顧客の要求もあり得ることと思っただが、これまでのCとの取引でパソコンを販売したことはなかつたため、上司に相談し、複写加工名義でパソコンを販売することについて了承を得た。

そして、平成17年2月以降平成18年4月まで、Cは、田中通商から注文を受けて、ユニシステムにパソコンを口頭で発注し、田中通商から指示された納品先に納品してもらおうという態様でパソコン取引をしていた。そのうち、平成18年3月までの1か月当たりの取引金額は47万円ないし153万円であり、多いときで約458万円に及ぶこともあった。

Gは、請求書の品目をコピーやスキャニングにすることのほか、パソコンの納品先及び方法についてもCから指示を受け、指示された場所に直送したり、発送先の担当者と一緒に引取りに来たCに渡すなどしていた。Cの指定する納品先として、田中通商がインターネット上のオークションに登録している店舗名である@相模北野店があったが、これについて、Cは、Gには、そこに最終的なユーザーである鹿島建設の社員が引取りに行くとか、鹿島建設のOBがいるからなどと説明していた。ユニシステムは、納品については、宅配便業者から届け先の受領印をもらった伝票をファクシミリ送信させて確認していた。納品完了後、Gはパソコンでなく、コピーやスキャニングを品名に記載した納品書を作成してCに渡し、Cは受領書にサインをしてGに渡していた。

ユニシステムから被告に対する請求は、他の通常取引と同様に、毎月1日から月末までに取引した分の請求明細書（納品書が複写されている伝票）を添付し、合計金額が記載されている請求書を、Gが被告営業担当者に渡し、それがDS事業部の担当者に渡って、ユニシステムから受領した納品書と請求明細書が照合され、経理部門に支払依頼がいき、精算するという方法で処理されていた。

ユニシステムと被告とのパソコン取引について、ユニシステムは、平成18年3月分の取引まですべて問題なく、被告から支払を受けていた。（甲20、乙5、7の1及び2、15、証人G、同C）

（イ）平成18年4月、GはCからパソコン50台、取引金額約1500万円の発注を受け、従来どおりそれを原告から仕入れ、納品については、Cの指示により、納品先の担当者と一緒に引取りにきたCに渡すという方法で行った。納品後、Cは、Gに対し、今月は、請求金額が大きいので、請求書を4月末締めと5月末締めに分けて、自分に直接渡してほしいと言ったところ、Gはこれに応じ、4月末締めと5月末締めで、いずれも支払期日を同年6月10日とする請求書を作成し、Cに渡した。このうち、5月締めのものは、被告とユニシステムとの従来取引であれば、7月10日が支払期日となるはずであるが、ユニシステムにおいて仕入れが発生しており、なるべく早く回収したいと考えたGが、Cと交渉した結果、6月10日とすることになったものであった。また、ユニシステムと被告との取引では、通常、手形による決済が行われていたが、5月締めとし、6月10日を支払期日とする分については、Cが顧客が

ら回収して現金で支払うことになった。

そして、いずれの請求書についてもそのとおり決済された。ただし、5月締めで作成された請求書について、実際にCが支払ったのは同年6月16日であった。(甲20,乙6の1から6まで,15,証人G,同C)

(ウ) 平成18年4月,ユニシステムの社長が交代し,新社長は,ユニシステムの本業である複写加工業に徹底し,パソコン販売は行わないという方針を示した。そのため,Gは,Cに対し,ユニシステムでは今後パソコン販売はできなくなると伝えた。

すると,Cは,顧客からの次の発注が決まっているので困ると言ったので,Gは,ユニシステムがパソコンを仕入れていた原告に,直接取引できるかを聞いてみると言い,原告のEに対し,ユニシステムではパソコン販売をしないことになったので,原告で検討して,被告と直接取引してもらえないかと伝えた。

そこで,Eは,上司のDに相談し社内で検討した上,原告から直接被告に販売可能である旨をGに伝えた。

なお,原告が被告と直接パソコン取引をするに当たり,Gが,Eに対し,ユニシステムと被告との間で,コピーやスキャニングを品名としてパソコン取引を行っていたこと等具体的な取引の態様は話していなかったし,Cから,それがEに伝えられることもなかった。

また,Gは,E及びCのみと交渉し,原告や被告の他の担当者に連絡することもなかった。(甲18,19,20,乙15,証人G,同E,同D,同C)

(3)ア 原告(昭和21年12月5日設立,資本金の額12億0850万円)と被告とは昭和54年から取引があった。被告のDS事業部とも,印刷関係の物品や設備機器等の売買契約をしたこともあった。(乙4の1から4,10,証人D,同F)

イ 平成18年5月上旬ころ,Eは,Cから,電話で,鹿島建設に納入するパソコンにつき,当初43台の,その後それに加えて5台の発注を受け,いずれでもその届け先を@相模北野店と聞き,そのとおりに納品し,その受領につき宅配便業者から報告を受けていた。

Cは,Eに対し,上記取引の請求書は直接自分に渡してほしいと伝えていたが,その後,Eから,発注書をもらいたいと要請されたので,Cは,発注書は原告の方で作成してもらいたい,被告に来社してほしいと伝えた。

そこで,Eは,原告の用紙による発注書等を準備し,取引開始の挨拶をすることもあってDを同道して,被告を訪問し,同社の入っているビル1階のロビーでCと面会した。

そして,原告で作成したパソコン48台分を納品日ごとに分けた発注書(甲10)に被告の社印及びCの印をもらい,受領書についても納品日ごとに,同

年5月11日付け(甲11の1),同月12日付け(甲11の2),同月15日付け(甲11の3)のものを準備して,これにもCから被告の社印及びCの印を押印してもらった。そして,Eは,Cに対し,注文請書,納品書(甲12)並びに請求書(甲13)を渡した。

Cは,上記各書類へは,被告本社1階にあるドキュメントサービスセンターの使用する印鑑を無断で持ち出して押印し,また,自分の印を押印していた。

また,被告と原告との取引での決済条件は,未締めで翌月末日に締め日を起算日とする130日サイトの手形を振り出して行うというものであったが,Dは,Cに対し,パソコンは仕入れ先に対する支払サイトが短いため,被告からの入金サイトを短縮してほしいと要請した。(甲19,20,乙8の1から6まで,15,証人E,同D,同C)

(4) 同年6月14日,Cは,Eに連絡を取れなかったことから,代わりに上司のDに,鹿島建設向けのパソコン70台の見積を依頼した。DはCから要求された商品があるかどうかを仕入れ先に確認したところ,同等品の在庫があると聞いたことから,Cに対し,その価格と納期を伝えた。

同月15日,Cは,Dに対し,パソコン70台を注文し,当初翌日である金曜日の納品を希望した。そこで,Dは,パソコンの仕入れ先に確認した上,納品は土曜日になること,商品の受渡しは原告本社で10時ころになること及び原告あての注文書がないと発注できないため,注文書のひな形をファクシミリで送信するから早急に社印を押印し用意してほしいことを伝えた。

これに対し,Cは,Dに対し,鹿島建設に納品日及び受渡場所の了解を得たので,パソコンを手配してほしいと依頼し,同月17日土曜日に受渡場所を原告本社とすることで双方が合意した。

同日の夕方,Cが原告本社に来社して,Dが作成し準備した売買代金額200万0900円発注書(甲1)に被告の社印及びCの印を押し,本件売買契約を締結した。この社印の押捺も,Cが被告の社印を無断で持ち出して行ったものである。

同月17日,Cは,鹿島建設の人間とする3人を連れて原告に来社し,パソコン70台を車に積み込んだ。これにEが立ち会っていたところ,同人は,Cに対し,原告が作成した受領書(甲4)を示して,被告の社印及びCの印を押してもらい,Cに,注文請書(甲2),請求書(甲5)及び納品書(甲3)を渡した。上記被告社印の押捺も,Cが被告に無断で真正な印章を持ち出し行ったものであった。(甲18,19,乙15,16,証人E,同D,同C)

(5)ア Cは,原告のEに対しては,Gとの取引のように,コピーやスキャニングを品名とする取引を依頼せず,原告から品名にパソコンが記載された納品書及び請求書等を受け取っていたため,それを被告に提出することができず,

被告をして支払をさせることができなかった。また、原告と被告との間では手形で決済することになっていたところ、Cは手形を振り出すことができなかった。

そのため、Cは、同年5月に発注した取引については、Dからの要請に対応する形をとり、上記取引決済の手形振出予定日の前日である同年6月29日に原告を訪問して、E及びDに会い、手形ではなく、末日締めで翌月末に銀行振込みで支払ができると伝え、これが原告に了承されたことから、同年6月30日、C個人が、被告の名前で前記パソコン代金を原告指定の口座に振り込み支払った。(甲17, 18, 19, 乙15, 16, 証人D, 同E, 同C)

イ Eは、前記(4)の取引の後、上司から、継続して取引する案件であれば基本契約書を作成しておいたほうが良いと言われたことから、その契約書を作成し、Cに渡していた。しかし、Cは、被告に内緒で取引をしていたので、この契約書を作成し、原告に提出することができなかった。(乙15, 16, 証人E, 同D, 同C)

(6) 同年7月31日、Dは、本件売買契約についても現金で入金されるものかどうかを電話でCに確認したところ、Cはその日の夕方に経理から振り込むと回答した。

しかし、夕方になっても、翌日になっても入金確認ができず、そのうち、Cと連絡がつかなくなった。

(7) 同年8月2日、Dは、被告のFと面会して、パソコン販売について入金がないことを話したところ、Fはそのことを聞いておらず、その後、被告から原告に対し、原告とのパソコン取引はC個人の問題であり、被告としては関知しないとの見解を示され、原告は支払を得ることができなかった。(甲18, 乙14, 証人D, 同F)

(8) Cは、その後、事情聴取されるなどし、最終入社日である平成18年7月28日付けで、被告を懲戒解雇された。(乙14, 15, 証人C)

2 争点1について

(1) Cの本件売買契約締結の代理権の有無(原告の主張その1)について

ア 前記1(1)で認定したとおり、Cに、被告を代理して本件売買契約を締結する権限があったということはできない。

イ(ア) 確かに、前記第2, 2(1)(原告の主張)ア(イ)において原告が主張するとおり、被告の目的には、事務機、電算機及び教育機器の販売も含まれていること、本件売買契約については、原告が作成し、被告の真正な印章により押印された発注書が作成され、受領書も交付されていること、被告とユニシステムとは平成17年2月から平成18年4月までパソコン取引が行われ、それが全て決済されていることが認められる。

(イ) しかし、Cは何ら肩書のない一社員にすぎず、担当業務も複写加工サービスに限られており、上司の許可がない限り、パソコン等の物品販売は許されていなかった。また、被告の会社としての目的はCの権限そのものを示すものではなく、また、発注書や受領書に使用された被告の社印も、Cが無断で持ち出し、使用したものであって、それらのことが、Cの代表権限を裏付けるものとはいえない。

また、被告とユニシステムとの取引は、請求書に、実際の商品と異なる品名が記載されていたことを除き、ユニシステムにおいては通常の経理処理がなされ(証人G)、被告においても、関係書類を元にそれぞれの担当者が処理し、すべて決済し、実際に売上げとして計上されていること(証人C、同F)及びその後、それがCの不正取引として取り上げられた後も、何らかの経理処理がなされたことが窺われないこと(証人F)に照らせば、被告として半ば追認していたということもできる。

しかし、本件売買契約は、請求書等の関係書類が全く被告に提出されておらず、DがFに面会してCとの間でパソコン取引があったことが発覚する以前に、被告自身が会社として通常処理する態様で関与していたことも認められず、ユニシステムと被告との取引と同様のものと見ることはできず、他に、Cに本件売買契約を締結する権限があったことを認めるに足りる証拠はない。

(2) 会社法14条に基づく主張(原告の主張その2)について

前記のとおり、被告が、Cにパソコン販売等の権限を授与したことを認めるに足りる証拠はないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の主張には理由がない。

(3) 民法110条に基づく主張(原告の主張その3)について

ア 原告は、被告が、Cに対し、対外的交渉権限を授与していたと主張する。確かに、前記1(1)のとおり、Cは被告において複写加工サービスの営業を担当しており、顧客からその業務の範囲内で注文を受けることがあり、おそらく、その際、顧客との間で価格や納期等の交渉をしていたことも容易に推測される。

しかし、それが事実上交渉していたのか、何らかの法律行為をする権限まで授与されていたのかは必ずしも明らかでなく、Cが複写加工サービスを販売していたというのも、Cが被告の一社員にすぎなかったことに照らせば、それに係る契約締結行為は、被告あるいは上司の名前で行っていたものと考えられ、民法110条の適用の前提となる基本代理権まで有していたことを認めるに足りる証拠はない。

イ(ア) ところで、Cに何らかの基本代理権もない場合でも、前記1(1)のとおり、Cは複写加工サービスの営業を担当し、顧客からの発注につき、自

社対応を決めたり、外注したりしていたことから、Cが、被告の使者として同サービスの受注につき契約締結行為を行っていたことが推認され、このことを前提に民法110条の類推適用を検討する余地がある。

(イ) そこで、同条のいう「正当な理由」があるかどうかについて検討するに、確かに、前記1(2)のとおり、被告は、ユニシステムに対し、約10年間に及び、鹿島建設向けのコピーやスキニングの受託加工業務を発注し継続して取引をしていたこと、平成17年2月から平成18年4月までは、被告は、ユニシステムとの間で、Cを担当者として、パソコン取引が行われ、その代金はすべて決済されていたこと、その取引における具体的な事情、すなわち、請求書はパソコンでなく、コピーやスキニングを品目として発行されていたとか、平成18年4月分のパソコン代金について請求書を2通に分けていたとか、被告の注文にかかるパソコンの納品先が第三者の田中通商であったなどの事情がCあるいはGからEあるいはDに伝えられることはなかったこと、原告と被告は、昭和54年から取引関係があり、DとFとは従前から面識があったこと(証人D、同F)、本件売買契約の前の平成18年5月発注のパソコン取引については、発注書等の書類においてもパソコン取引であることが明示され、それらの書類には被告の真正な社印が使用されて、決済もされていること等、原告が正当事由と評価すべきとする事実が認められる。

しかし、被告とユニシステムとの取引は、パソコン取引以前から複写加工サービスの取引が継続していた上で始まったものであり、ユニシステム作成の発注書等の書類が被告の決済手続にのり、両社の通常の決済方法により決済されていたものであるところ、EあるいはDは、ユニシステムでのそのような取引状況を聞いていたわけではなく、Eがユニシステムから被告に納入するパソコンの発注を受けていたことから、その取引台数等を知り得たということであっても、そのみでは、Cの本件売買契約に係る権限に対する信頼を基礎づけるには不十分である。

そして、Eは、GからCの紹介を受けたが、Cの権限を証する書類等を見たり、その権限を被告に確認したりしたことはなく(証人E)、Cの名刺(甲8)にも被告を代表して本件売買契約を締結するような権限が表示されておらず、また、何らの肩書も付されていなかったこと、Eは取引のあいさつを兼ねて上司のDを同行して、平成18年5月ころ、被告を訪ね、Cと面会したが、その際、Cのみが対応し、Cの上司等があいさつに出てくることもなかったこと、原告と被告とのパソコン取引はパソコン50台あるいは70台という高額のものを対象としていたが、商品と代金が引換えでなく、先に原告が納品する取引であったこと、平成18年5月の取引は決済されたが、それは、原告と被告と

の間の通常の決済方法によるものではなく、その変更も、手形振出予定日直前にCから言ってきたものであること、さらに、本件売買契約での納品方法は、Cが直接引き取りに来るというものであり、宅配便での納品のように、原告が直接納品先への納品を確認する手段がとれるものではなかったことなど、Cが被告の正規の取引として、平成18年5月の取引及び本件売買契約を行ったかどうかを疑わせる事情もあり、Dは、Cが所属している被告のDS事業部の事業部長であるFと面識があり（Dが、FがDS事業部所属であるかどうかの認識を持っていたかどうかは問わない。）、Fに、被告とのパソコン取引について確認することも容易であったという状況において、原告が、C以外の被告側の人間にCの権限を一度も確認することがなく、Cに本件売買契約を締結する権限があると信じたとしても、原告にそう信じたことにつき正当な理由があるとまでいうことはできない。

(4) 民法109条に基づく主張（原告の主張その4）について

前記のとおり、Cは、原告に対し、被告作成の名刺を渡していたが、その名刺には何ら肩書の記載はなく、Cが本件売買契約あるいはそれ以前の平成18年5月の取引において作成した書類にもCの代理権を窺わせる記載はなかったことから、民法109条の適用の前提となる授權表示があったということとはできない。

仮に、授權表示があったといえるとしても、前記(3)のとおり、Cに本件売買契約締結の代理権がないと知らなかったことにつき、原告に過失がなかったとまでいうことはできない。

3 争点2について

(1) 前記1の事実によれば、本件売買契約当時、Cは被告の被用者であったこと、Cは、本件売買契約を締結する権限もないのに、それがあつたかのように装って、原告（E、D）を誤信させ、原告との間で、本件売買契約を締結し、原告から、同契約に基づく本件商品の納付を受けたこと、その後、Cは本件商品についての売買代金を支払わず、あるいは被告からその支払をさせず、原告に商品代金額2001万0900円相当額の損害を与えたことを認めることができ、Cにつき不法行為が成立するといえることができる。

(2) そして、被告の目的には、事務機、電算機及び教育機器の販売も含まれていること、Cが被告のDS事業部で複写加工サービスの営業を担当していたこと、Cの担当には物品販売業務は含まれていなかったが、上司の許可があればそれを行うこともできたこと、DS事業部では、消耗品や設備機器等の購入をすることもあったことが認められることから、前記Cの不法行為は、その行為の外形からしてあたかも被告の職務の範囲内の行為に属するものと見られるものであったといえることができ、したがって、Cの本件売買契約締結行為は、

被告の事業の執行につき行われたものと認めることができる。

被告は、Cの行為については、被告の目的外であり、被告の事実支配が及ばず、利益も帰属しないとか、被告においては、原告からの仕入に関し、仕入計上も売上げ計上もしていないなどと主張するが、パソコン販売が被告の目的外ということはできないし、被告のみならず、D S事業部も物品の購入をすることもあったのは前述したとおりである。

また、Cはユニシステムとの取引から継続的にパソコンの売買を行っていたこと、その売買による利益は被告に帰属していたこと、その取引でも本件売買契約を含む原告とのパソコン取引でもCは被告の真正な印章を用いており、その管理が適切であれば、不正を防止することもできたことから、被告のCに対する支配可能性がなかったということとはできず、被告の主張には理由がない。

(3) Cの行為は、Cの被告における職務権限内で適法に行われたものではなく、そのことにつき原告は悪意であったか、または知らなかったことについて重過失があったかどうかを検討する。

ア この点につき、被告が原告に悪意または重過失があったと評価できる事実として主張するうち、GがCの不正な取引を知った上で、Eを紹介した事実、Eは、その不正、すなわち、品名偽装していたことを知りながら、それにつき何ら被告に確認することなく、不正な取引を引き継いで継続し、Cの言うがままに取引をした事実、Eがユニシステムと同じ態様の取引をしていると認識していた事実、ユニシステムと被告との不正な取引についての情報が原告に伝わっていた事実を認めるに足りる証拠はない。

また、Eが、被告のI P S事業部の担当者であり、Cが所属しているD S事業部は複写加工の仕事が主であり、物品取引を扱っていないことを認識していた事実、原告において、物品取引をする被告のI P S事業部の担当部署とD S事業部の担当部署は分かれていた事実を認めるに足りる証拠もない。

イ 他方、被告の主張するうち、Gが請求書には実際とは異なるコピーやスキニング等を品名として記載していたこと、平成18年4月分のパソコン代金の請求書が2通に分けられ、Cに直接交付され、支払に当たり確認の電話はされなかったこと、Cは、原告との間で過去に一度も本件売買契約のようなパソコンの大量発注をしたことはなかったこと、原告と被告とのパソコン取引開始時に、原告から事前の連絡や確認はなく、基本的な取引契約書の取り交わしも行っていなかったこと、本件売買契約については、原告が作成した書類が用いられ、発注番号の記載はなく、押印されている被告のゴム印、社印はCの所属する部署のものではなく、他部署のものをCが盗用したのもであったこと、受領書については合計金額が請求書と一致せず、発行年月日が手書きであったこと、原告からの請求書は直接Cに交付され、支払日の前日には原告から

被告に対し支払金額に関する確認はされなかったこと、原告は、被告の決済方法、決済条件を知っていたが、本件売買契約の代金決済がそれと異なっていたこと、納品が田中通商に対しなされたことは前記1で認定したとおりである。

ウ(ア) しかし、前記1のとおり、Cは、ユニシステムとの取引中、請求書等にも実際の納品物と異なる記載をさせ、また、納品先も被告でない第三者としていたが、ユニシステムの担当者であるGに対しては、その理由を顧客からの要求であると説明し、Gもユニシステム自体もその理由を了解し、少なくともユニシステム内では正規の取引として扱われていたこと、そして、ユニシステムと被告との取引は最終取引の一部の支払を除き、すべて通常の決済方法で決済されていたこと、その最後の支払も、方法は異なるものであったが、Cは、手形による決済より早く支払う形をとったことなど、Cは、Gに対し、パソコン取引が被告の正規のものと思わせる言動をとっていた。

したがって、Gあるいはユニシステムは、Cによるパソコン取引が不正なものとは考えておらず、それ以前からの取引の継続として、Cの権限を確認する必要性を感じなかったものと推認できる。

そして、GからEに対し、Cとの取引の具体的状況が伝えられることはなかったが、仮に、Gが、Eに尋ねられたとしても、Gは、異常がなかった旨回答したことは容易に推測できる。

(イ) また、原告は、Cと取引するに当たり、C以外の被告の人間にCの権限等を確認することはなかったが、Eは、GがCに納入するパソコンの納入を担当していたことから、平成17年2月から平成18年4月までの取引が滞りなくなされていた程度のことは認識していたものと思われるし、原告がユニシステムに代わり、Cと取引をする経緯についてはGから聞いていたので(証人E、同G)、ユニシステム同様に正規のものとして取引できるものと考えていたとしても不思議でない。

そして、Cは、原告と取引するに当たり、ユニシステムに対するように請求書等の品名を変えるような要求はしなかったし、発注書等の書類の作成は原告に依頼したものの、それに押印を求められれば、被告の正規の印章を持ち出して押印し、また、E及びDを被告の会社に訪問させて、そこで前記押印した書類の授受をするなどして、被告において正規の取引を行っているように偽装していた。

また、被告の主張する事実のうち、基本的な取引契約書を取り交わしていなかったことについては、原告が、被告との取引が2回行われた時点で、継続的取引になると考え、基本契約書をCに送付したが、それをCが作成せず、そのことにつき、原告が改めて被告と交渉する間もなく、Cの不正が発覚したという経緯があったのであって、この点原告を責めるのは相当でない。

その取引において、原告が作成した書類が用いられ、それが通常の様式と異なることや納品先が第三者であることについては、原告が発注書等の用紙を作成する例も多々あること（甲14の1から14の81まで、証人D）、原告において異なる様式の契約書類が使用されることも珍しいことではないこと（甲15の1から15の93まで、証人D）、原告が発注者以外の者に対し商品を納品することにも例があること（甲16の1から16の3まで）から、特段奇異なものであったとまではいえないし、各書類に発注番号がないこと、書類に金額の誤記があること及び手書の部分があることも含め、それらの事情があることによつて、Cの本件売買契約締結権限を特に疑うべきであったということもできない。

さらに、Cは、本件売買契約について、自分の所属しない部署の印章を用いているが、これについても、原告と被告との間では、Cが本件売買契約で用いたような被告社印及び担当者の印のみ押捺された書類を用いた取引をしていた例も他にあるし（甲9）、原告のEやDを被告の本社に呼び寄せて、そこで、被告の正規の印章を用いた書類を提示するなどして、権限あるかのように偽装したCの行動こそ問題にされるべきである。

平成18年5月の取引及び本件売買契約の各請求書がCに直接交付されたことについても、前者の取引では、Cに請求書を直接渡したといつても、被告本社内に出かけてのことであつたし、後者の取引では、Cが自分で商品を引取りにきたので、その際、便宜として渡したものと解され、いずれも、原告がCの行動に応じてしたことである。

以上のような取引状況において、支払日の前日に原告が被告の担当者に電話確認を行わなかつたことも、原告を責めるべき事情とはいえない。

エ 以上のほか、被告が、Cに、被告の正規の印章を自由に使用するに任せていたことを考慮すれば（なお、被告は、民法715条1項ただし書の主張をしながらこれを撤回しているが、そもそも、被告が監督上相当の注意義務を履行していたともいえないし（証人F）、印章の管理等相当の注意をしていれば、Cの不法行為を防ぎ得たことは容易に推測できるところである。）、前記2(3)のとおり、Cが本件売買契約締結の代理権を有していたと信じたことにつき、正当な理由があつたとはいえず、あるいは、代理権がなかつたことを知らなかつたことにつき過失がないとはいえないとしても、Cの本件売買契約の締結行為が、被告における職務権限内で適法に行われたものではないことにつき、原告に悪意があつたということとはできず、また、公平の見地からして、原告に全く保護を与えないことが相当と認められる状態には至つておらず、原告に重過失があつたということもできない。

オ したがつて、被告は、Cの不法行為につき、使用者責任を負い、原

告の損害を賠償する責任があるというべきである。

(4) ところで、原告に悪意または重過失があったとの被告の主張においては、Cが、本件売買契約を締結する権限もないのに、それがあつたかのように装って、原告を誤信させた不法行為につき、原告にも過失があつたという主張が含まれていると解されるところ、前記2(3)のとおり、原告においても、高額のパソコン取引を行うについて、被告の担当者となるCにその権限があるかどうかを調査・確認すべき義務があり、それを怠つた過失があると言わざるを得ない。

そこで、その過失を損害賠償額の算定に当たり斟酌すべきところ、前記1、2(3)及び3(3)等の事情を考慮すれば、原告の過失を2割とする過失相殺をするのが相当である。

したがって、認容すべき原告の損害額は、商品代金相当額である2001万0900円の8割である1600万8720円である。

4 よつて、原告の請求は、主位的請求には理由がないから、これを棄却し、予備的請求については、1600万8720円及びこれに対する不法行為の日の後の日であり、本件訴状送達の日翌日である平成18年10月14日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求を棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 桑原直子)